瑞宝双光章を授ける　宇山　重明
瑞宝双光章を授ける　古澤　博　小柳　興司
瑞宝双光章を授ける（各通）　吉田　久光
瑞宝単光章を授ける　佐伯　一夫　星野　金造
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十四日）
瑞宝中綬章を授ける　（北海道大学名誉教授）　内山　洋一
瑞宝双光章を授ける　寺崎　満雄
瑞宝双光章を授ける（各通）　西高　正治　佐藤　久勇　佐藤　榮一　辰夫　池田　宏部　源次　中島　蕨　恵嘉　佐藤　前田　二階堂　幸男　錦木　重則　大島　昭治　之助
瑞宝双光章を授ける（各通）（愛知県警部）　赤川　薫　大藪　英孝　加藤　嘉子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十五日）
瑞宝単光章を授ける（各通）（千葉県警部）　右近　榮　相樂　三男　栗田　新井　昭雄　池上　久司　稔美　中山　孝
瑞宝双光章を授ける（各通）（千月二十六日）
瑞宝双光章を授ける　黒岩　英譽
瑞宝双光章を授ける　小川　輝之　松本　幸一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）　上田　統
瑞宝双光章を授ける（十月二十九日）
大勲位菊花大綬章並びに頸飾を贈進する　国ルクセンブルク大公　アンリ大公殿下
宝冠大綬章を贈進する　国ルクセンブルク大公妃　下マリア・テレザ大公妃殿
宝冠牡丹章を贈進する　国ルクセンブルク大公　アレクサンドラ王女殿下
宝冠牡丹章を贈進する　国ルクセンブルク大公　ダエティエンヌ・シュナイダー
旭日大綬章を贈与する　同国大公宮府長官　ルシアン・ヴァイラー
旭日大綬章を贈与する（各通）　同国移民外務・庇護欧州大臣　ジャン・アセルボーン
大使　大駐剳ルクセンブルク特命全権大使　ベアトリス・キルシュ
旭日中綬章を贈与する（以上十一月二十一日）　兼国防大臣　公副首相兼経済大臣　安倍　晋三

官報号外

労　働

最低賃金の決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金を次のように決定したので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月30日

岩手労働局長　久古谷敏行

岩手県百貨店，総合スーパー最低賃金

1　適用する地域　岩手県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間780円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月30日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間790円」を「１時間809円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月30日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間774円」を「１時間790円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月30日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間756円」を「１時間775円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月30日

岩手労働局長　久古谷敏行

第４号中「１時間800円」を「１時間819円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成25年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月30日

和歌山労働局長　松淵　厚樹

第４号中「１時間871円」を「１時間895円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月30日

宮崎労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間767円」を「１時間784円」に改める。

国家試験

平成30年測量士試験及び測量士補試験の施行

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年11月30日

国土交通大臣　石井　啓一

1　試験日時及び試験地

⑴　試験日時

ア　測量士試験　平成30年５月20日（日）午前10時から午後４時まで（午後０時30分から午後１時30分まで休憩）。

イ　測量士補試験　平成30年５月20日（日）午後１時30分から午後４時30分まで。

⑵　試験地　北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

2　受験手続

⑴　受験願書受付場所　国土地理院総務部総務課（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

⑵　受験願書受付期間及び時間

ア　受付期間　平成30年１月５日（金）から同年１月29日（月）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）。

イ　受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで。なお、受験願書を郵送する場合は、平成30年１月29日（月）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙及び受験案内は、平成30年１月５日（金）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求　○部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形２号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。